

第39回 法廷だより

泊原発廃炉訴訟 原子炉の運転差し止め認める

2022年5月31日午後

3時より札幌地裁で、判決言渡期日が開かれました。コロナウイルス対策の一環で空席を確保しなければならなかったため、傍聴者は20名余りでした。期日では、裁判長から原子炉運転の差止めを認める一部勝訴判決が言い渡されました。詳細は以下のとおりです。

1 被告は、「別紙2」一部認容当事者目録記載の原告ら（一部認容原告ら泊発電所から半径30km以内に居住する原告ら44名との関係で、「別紙3」原子炉目録記載の原子炉1号機ないし3号機を運転してはならない。

2 一部認容原告らのその余の請求及び一部認容原告ら以外の原告らの請求をいずれも棄却する。

原告の請求内容のうち、原子炉建屋内の使用済み核燃料の撤去請求と廃炉請求については棄却されてしまったものの、1号機から3号機の運転の差止めを認める判決が下されました。後述しますが、判決では使用済み核燃料の危険性を認めつつ、津波に関する安

を終える見通しが立たず、他方で原告が主張立証を全くしていなかったという審理経過に鑑み、審理を継続することが相当地ないとして、判決に至った旨明示しています。



そのうえで、福島原発事故における緊急時避難準備区におけることを参考に、泊発電所から半径30km以内に居住する住民について、放射性物質による生命・身体の侵害のそれがあることを認めつつ、既存の防潮堤について、地盤の液状化等のおそれがないことについて被告が相当な資料による説明をしていない。

口頭弁論終結時において、設置許可基準規則の定める津波に対する安全性の基準を満たさず、安全性を欠いていることから、敷地内断層や海底活断層をはじめとする他の争点について判断するまでもなく、周辺住民の人格権を侵害するおそれを有することを認め、原子炉の運転の差止めを肯定しました。

他方、核燃料の撤去請求に関して、使用済み核燃料の危険性については、被告の説明が不十分であることを指摘しつつ、設置許可基準規則上、基準地震動及び基準津波に対する安全性を有することが求められていることから、

人格権侵害のおそれがあることが推定されるとして、使用済み核燃料の危険性を認めました。

もともと、原告において撤去を限定せずに核燃料の撤去を求めているところ、それが直ちに原告らの人格権侵害のおそれが除去されるわけではなく、かえって撤去先の周辺住民に人格権侵害のおそれが生じる可能性すらあるとして、撤去請求は認めませんでした。

人格権侵害のおそれがある場合に個別の防止策が必要になるとしても、原子炉の廃止まで必要であるとする具体的な事情は見出し難いとして、廃炉請求については、これも認めませんでした。

今後の予定等

今後は、請求が認められた部分について控訴をする方向で準備しています。また、被告からも控訴がされる見込みですので、その対応についても隨時検討していくことになります。

今回の判決で踏み出した一步をさらなる大きな一步に結びつけられるよう、これからも力を尽くしていくことを表明していきましょう。ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

判決内容

判決では、提訴から10年以上経過してもなお、被告が原発の安全性に関して主張立証